

議事要旨(3) 退職給付専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬常勤委員（専門委員長）及び中根専門研究員より、退職給付に関する会計基準及び同適用指針の文案について、審議資料に基づき説明がなされた。その後、次のような質疑応答が行われた。

適用時期について

- ある委員より、給付算定式に従う方法を選択する場合や開示項目が拡大することについて、コメント等も踏まえて周知期間が十分かを慎重に検討する必要がある旨の意見があった。また、適用時期を2段階としているが、適用が先になるB/S即時認識と開示の拡大の項目を明示すべきである旨の意見があった。

B/S即時認識について

- ある委員より、B/S即時認識によるその他包括利益計上について、リサイクルリングについては触れないのか、との質問があった。これに対して事務局より、文案でその点に触れるよう表現を検討する旨の回答があった。

退職給付債務の計算について

- ある委員より、割引率に採用する優良社債等で長期のものはないため、国債等のみとするか、該当する社債等がない点を表現することはできないか、との質問があった。これに対して事務局より、イールドカーブ等から長期も算定することは可能であり、優良社債を原則とするIFRSとのコンバージェンスの観点からも基本は現状のままとしたいが、表現は検討する旨の回答があった。
- ある委員より、単一の加重平均割引率を原則とすべきではないか、との質問があった。これに対して事務局より、IFRSとのコンバージェンスの観点から給付見込期間ごとに設定する方法を原則としたものであり、現状のままとしたい旨の回答があった。

開示の拡大について

- ある委員より、積立状況は、すでに開示されているものであり、また実績修正額は、開示する意義が理解できないため、これらを5年間のトレンド情報として開示を求めることに反対である旨の意見があった。

その他について

- ある委員より、過去勤務債務が「益サイド」で発生する場合など退職給付実務指針等の記載が読みにくい点は見直して、適用指針等の文案に入れることはできないのか、との質問があった。これに対して事務局より、ステップ2での議論やIASBでの議論を踏まえて対応するが、中身をできるだけ変えない範囲で見直しを検討したい旨の回答があった。

以上